

令和7年11月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

## 令和7年11月市議会定例会

## 参考資料目次

議案番号	件	目	頁
議第90号	焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について		1
議第91号	焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について		3
議第92号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について		6
議第93号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について		21
議第94号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		27
議第95号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		28
議第96号	焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について		29
議第97号	令和6年度社会资本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許縢越）大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について		33
議第98号	可搬式排水ポンプの取得について		37
議第99号	ディスカバリーパーク焼津天文科学館指定管理者の指定について		40
議第100号	ディスカバリーパーク焼津温水プール及び焼津市立青峯プール指定管理者の指定について		42
議第101号	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の指定について		44

議第90号 烧津市議員及び焼津市長の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

新	旧
焼津市議員及び焼津市長の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例	焼津市議員及び焼津市長の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例
平成10年3月27日条例第2号	平成10年3月27日条例第2号
第1条 略	第1条 略
(選舉運動用自動車の使用の公費負担)	(選舉運動用ビラの作成の公費負担)
第2条 烧津市議員及び焼津市長の選舉における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選舉運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により焼津市（以下「市」という。）に帰属することとなる場合に限る。	第2条 烧津市議員及び焼津市長の選舉における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選舉運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により焼津市（以下「市」という。）に帰属することとなる場合に限る。
第3条 ~ 詳	第3条 ~ 詳
第6条	第6条
(選舉運動用ビラの作成の公費負担)	(選舉運動用ビラの作成の公費負担)
第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
第8条 ~	第8条 ~
第6条	第6条
(選舉運動用ビラの作成の公費の支払)	(選舉運動用ビラの作成の公費の支払)
第7条 前条の規定の適用を受ける者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選舉運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。	第7条 前条の規定の適用を受ける者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選舉運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。
第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選舉の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること）に、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要	第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選舉の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること）に、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要
第9条	第9条
(選舉運動用ビラの作成に係る公費の支払)	(選舉運動用ビラの作成に係る公費の支払)
第10条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選舉の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること）に、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要	第10条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選舉の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること）に、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要

件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、71円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 前条の規定の適用を受ける者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額に316,250円を除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内でのものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

以下 略

件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受ける者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスター掲示場の数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

以下 略

議第91号 焼津市部設置条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

新	旧
<p>焼津市部設置条例</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>11部</u>を置く。</p> <p>総務部</p> <p>行政経営部</p> <p>防災部</p> <p>市民環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>ことども未来部</p> <p>経済部</p> <p>生きがい・交流部</p> <p>建設部</p> <p>都市政策部</p> <p>上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会に關すること。</p> <p>イ 例規及び文書に關すること。</p> <p>ウ 自治振興に關すること。</p> <p>エ 秘書に關すること。</p> <p>オ 職員の人事に關すること。</p> <p>カ 財産管理に關すること。</p> <p>キ 契約に關すること。</p> <p>ク 他の部の主管に属さないこと。</p> <p>(2) 行政経営部</p> <p>ア 市政に關する総合的な企画及び調整に關すること。</p> <p>イ 総合計画及び行政改革に關すること。</p>	<p>焼津市部設置条例</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の<u>12部</u>を置く。</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>財政部</p> <p>防災部</p> <p>市民環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>ことども未来部</p> <p>経済部</p> <p>生きがい・交流部</p> <p>建設部</p> <p>都市政策部</p> <p>上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会に關すること。</p> <p>イ 例規及び文書に關すること。</p> <p>ウ 自治振興に關すること。</p> <p>エ 秘書に關すること。</p> <p>オ 職員の人事に關すること。</p> <p>カ 財産管理に關すること。</p> <p>キ 契約に關すること。</p> <p>ク 他の部の主管に属さないこと。</p> <p>(2) 企画部</p> <p>ア 市政に關する総合的な企画及び調整に關すること。</p> <p>イ 総合計画及び行政改革に關すること。</p>

ウ 行政組織及び事務管理に関すること。  
エ 広域行政に関すること。  
オ 予算その他財政に関すること。  
カ 情報政策及び情報処理に関すること。  
キ 広報及び広聴に関すること。  
ク 税務（国民健康保険税を除く。）に関すること。

ウ 行政組織及び事務管理に関すること。  
エ 広域行政に関すること。  
オ 情報政策及び情報処理に関すること。  
カ 広報及び広聴に関すること。  
キ 税務（国民健康保険税を除く。）に関すること。

（3）防災部

ア 防災及び危機管理に関すること。  
イ 消防団に関すること。

（4）市民環境部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。  
イ 生活安全及び交通安全に関すること。  
ウ 環境衛生（し尿処理を除く。）及び環境保全に関すること。

（5）健康福祉部

ア 社会福祉（児童福祉を除く。）に関すること。  
イ 介護保険に関すること。  
ウ 保健衛生に関すること。

（6）国民健康保険及び国民年金に関すること。

ア こども未来部  
イ 子育て支援に関すること。  
ウ 児童福祉に関すること。

（7）経済部

ア 水産業に関すること。  
イ 商業及び工業に関すること。  
ウ 農業に関すること。  
オ 観光に関すること。

（8）生涯学習部

ア 交流人口の拡大に関すること。  
イ 生きがいづくり及び生涯学習に関すること。  
ウ スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（3）財政部

ア 予算その他財政に関すること。  
イ 税務（国民健康保険税を除く。）に関すること。

（4）防災部

ア 防災及び危機管理に関すること。  
イ 消防団に関すること。

（5）市民環境部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。  
イ 生活安全及び交通安全に関すること。  
ウ 環境衛生（し尿処理を除く。）及び環境保全に関すること。

（6）健康福祉部

ア 社会福祉（児童福祉を除く。）に関すること。  
イ 介護保険に関すること。  
ウ 保健衛生に関すること。

（7）国民健康保険及び国民年金に関すること。

ア こども未来部  
イ 子育て支援に関すること。  
ウ 児童福祉に関すること。

（8）経済部

ア 水産業に関すること。  
イ 商業及び工業に関すること。  
ウ 農業に関すること。  
オ 観光に関すること。

（9）生涯学習部

ア 交流人口の拡大に関すること。  
イ 生きがいづくり及び生涯学習に関すること。  
ウ スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

<p>エ 文化に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>(9) 道路に関すること。 公共交通に関すること。 河川に関すること。 港湾に関すること。 その他土木に関すること。</p> <p>(10) 都市政策部</p> <p>都市計画に関すること。 建築及び住宅に関すること。 公園及び緑地に関すること。 区画整理に関すること。</p> <p>(11) 上下水道部</p> <p>下水道（都市下水路を除く。）に関すること。 環境衛生（し尿処理）に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 前条の規定による部の分課及びその事務分掌並びにこの条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>エ 文化に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>道路に関すること。 公共交通に関すること。 河川に関すること。 港湾に関すること。 その他土木に関すること。</p> <p>(10) アイウエオ</p> <p>都市政策部</p> <p>都市計画に関すること。 建築及び住宅に関すること。 公園及び緑地に関すること。 区画整理に関すること。</p> <p>(11) アイウエオ</p> <p>上下水道部</p> <p>下水道（都市下水路を除く。）に関すること。 環境衛生（し尿処理）に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 前条の規定による部の分課及びその事務分掌並びにこの条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
---	---

議第92号 姪津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表  
(第1条による改正)

第1条	日	姫津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号	姫津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月18日条例第35号
第3条	～略	（個人番号の利用範囲）	（個人番号の利用範囲）
第4条	法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う特定個人番号利用事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の中欄に掲げる事務を処理するためには、同表の右欄に掲げる特定個人番号利用事務とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の中欄に掲げる特定個人番号利用事務とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う特定個人番号利用事務、市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務及び市の中欄に掲げる事務を処理するためには、同表の右欄に掲げる特定個人番号利用事務を処理するためには必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
2	市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するためには、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するためには必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するためには必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
3	市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するためには、利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するためには必要な限度で、利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するためには必要な限度で、利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4	市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するためには必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて自らが保有するものを利用することができる。	4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するためには必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて自らが保有するものを利用することができる。	4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するためには必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて自らが保有するものを利用することができる。
5	第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。	第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。	（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第6条 略  
附則 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「重度心身障害者等」という。）に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	子どものがん病に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

第5条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の機関が、同表の第3欄に掲げる市 の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第6条 略  
附則 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「重度心身障害者等」という。）に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	子どものがん病に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
5 市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

教育委員会 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であつて規則で定めるもの

9 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であつて規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
2 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
3 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	国民健康保険法(昭和33年法)	国民健康保険法(昭和33年法)	生活保護法による保護の

法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中國殘留邦人等支援給付等関係情報」といふ。)であつて規則で定めるもの
市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する事務であつて規則で定めるもの

法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	実施又は就労自立給付の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」といいう。)であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福利の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

		る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
9	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国情報の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国情報の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国情報の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
10	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
11	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
12	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」とい	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」とい	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」とい）であつて規則で定めるもの

	市長	る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」とい	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」とい）であつて規則で定めるもの

	則で定めるもの	う。) であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報 であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 であつて規則で定めるもの
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

	則で定めるもの	う。) であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報 であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	児童手当関係情報であつて規則で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	住居外者宛名情報であつて規則で定めるもの
14 市長	重度心身障害者等に対する生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	重複	重複	重複	重複

児童手当 障害者手当又は国民年金 法等の一部を改正する法 律(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉 手当の支給に関する情報 であつて規則で定めるもの	母子保健法による養育医 療の給付又は養育医療に 要する費用の支給に關す る情報であつて規則で定 めるもの	児童手当関係情報であつ て規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付 等関係情報であつて規則 で定めるもの	介護保険法による保険給 付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収 に関する情報であつて規 則で定めるもの	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律による自立 支援給付の支給に關する 情報(以下「障害者自立 支援給付関係情報」とい う。)であつて規則で定 めるもの
重要心身障害者等に対する生活保護関係情報					

医療費の助成に関する事務 であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの 地方税関係情報であつて 規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者 の医療の確保に関する法律 による医療に関する法律に 關する支給又は保険料の 徴収に関する情報であつ て規則で定めるもの
15 市長	住民基本台帳法（昭和42 年法律第81号）第7条第 4号に規定する事項（以 下「住民票関係情報」と いう。）であつて規則で 定めるもの
15 市長	中国残留邦人等支援給付 等関係情報であつて規則 で定めるもの
15 市長	障害者自立支援給付関係 情報であつて規則で定め るもの
15 市長	外国人生活保護関係情報 であつて規則で定めるも の
15 市長	母子家庭等に対する医療費 の助成に関する情報であつ て規則で定めるもの
15 市長	児童福祉法による助産施 設における助産の実施に 關する情報であつて規則 で定めるもの
15 市長	生活保護関係情報であつ

医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの	規則で定めるもの
地方税関係情報であつて規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	中国残邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	母子家庭等に対する医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

て規則で定めるもの	地方税関係情報であつて 規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢 者の医療の確保に関する 法律による医療に関する 給付の支給又は保険料の 徴収に関する情報であつ て規則で定めるもの	母子保健法による養育医 療の給付又は養育医療に 要する費用の支給に関する 情報であつて規則で定 めるもの	住民票関係情報であつて 規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付 等関係情報であつて規則 で定めるもの	障害者自立支援給付関係 情報であつて規則で定め るものの	外国人生活保護関係情報 であつて規則で定めるもの の	子どもの傷病に係る医療 費の助成に関する情報で あつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつ て規則で定めるもの	地方税関係情報であつて 規則で定めるもの
16 市長	子どもの傷病に係る医療費 の助成に関する事務であつ て規則で定めるもの								

て規則で定めるもの	地方税課関係情報であつて規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する支給の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	市長
-----------	----------------------	--	--	---------------------	------------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------------------	----

法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの
住民票関係情報であつて規則で定めるもの	児童手当関係情報であつて規則で定めるもの	児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
17 市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
18 市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの

法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
母子保健法による費用の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
児童手当関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険サービスを利用する者に対する利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの

19 教育委員会	小学校卒しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
20 教育委員会	経済的な理由によつて就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	情報閲閲	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	情報閲閲	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護	教育委員会	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用

	の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの	
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

	の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの	
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒	市長	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの

<p>の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>7 教育委員会</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>8 教育委員会</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

性満足個人の収入の利潤及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日条例第35号

別表第2 (第4条関係)		機関	事務	特定個人情報
本則	略	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
付則	略		略	略
別表第1	略	12 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どもとのための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		20 教育委員会	経済的な理由によって就学生が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

## 第三章 個人情報の提供に関する條例

平成27年12月18日条例第35号

1

略		略		略	
略		略		略	
機関	事務	特定個人情報			
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	略	略	略	略
12 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どもたけのための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
20 教育委員会	経済的な理由によつて就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学支援	略	略	略	略

別表第3 略	助に関する事務であつて規則で定めるもの	助に関する事務であつて規則で定めるもの
		別表第3 略

議第93号 焼津市税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市税条例 第1条 (公示送達) 第17条 略 ～	焼津市税条例 第1条 (公示送達) 第17条 略 ～
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、焼津市公式式条例（昭和25年焼津市条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総則付令第23号、以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を焼津市公式式条例（昭和25年焼津市条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。
第18条の2 略 (納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨を証明するものとする。	第18条の2 略 (納税証明事項) 第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨を証明するものとする。
第19条 略 ～	第19条 略 ～
第34条 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により離損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下で	第34条 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいづれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により離損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下で

者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得に算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3

～ 略

第34条の6

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、同項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除すべき額」とは、その者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該控除額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる前項の金額のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4) 略

(5) 略

2 略

第34条の8

～ 略

第36条

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（分離課税に係る所得があつた者には、施行規則第5号の4様式及び第5号の4様式（別表））による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて

ある所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得に算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3

～ 略

第34条の6

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、同項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除すべき額」とは、その者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該控除額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、静岡県知事の認可を受けた同号の公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4) 略

(5) 略

2 略

第34条の8

～ 略

第36条

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（分離課税に係る所得があつた者には、施行規則第5号の4様式及び第5号の4様式（別表））による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて

給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）告しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「給付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの）を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第21条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るもの）を除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。）の控除又はこれらと併せて難損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの）を除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)  
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書  
を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）  
で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略  
(2) 略  
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名



<p>が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばここの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</p>
<p>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによりつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（アイルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこ1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>
<p>（2） 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ（当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</p>
<p>2 前項の規定により加熱式たばここのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>3 前項の計算に關し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについて、同号ただし書の規定は、適用しない。</p>
<p>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p>

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこことみなされるものに限る。）であつて当該加熱たばこのみの品目のもの

以下 略

議第94号 焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

日	新
焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年10月8日条例第17号	平成26年10月8日条例第17号
目次 略 第1章 総則 第1条 略 ～ 第24条	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下 略

議第95号 燐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） 新旧対照表

目次	新
第1条 燐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	新
平成26年10月8日条例第18号	平成26年10月8日条例第18号
目次 略	目次 略
第1条～略	第1条～略
第11条 (虐待等の禁止)	第11条 (虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条～略	第13条～略
第16条 (利用乳幼児及び職員の健康診断)	第16条 (利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 家庭的保育事業者等は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じ、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならぬ。	第17条 家庭的保育事業者等は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じ、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。
第16条 (利用乳幼児及び職員の健康診断)	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。この項において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれを同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないとができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
第17条 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わることができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断
第17条 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないとができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	利用開始前の健康診断
第17条 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないとができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
以下 略	以下 略

日		焼津市工場立地に関する準則を定める条例 平成25年12月25日条例第51号	
第1条	略		
第2条	略 (区域並びに緑地及び環境施設の面積に対する割合)		
第3条	法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。		
区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種中層住居専用地域、第2種中層住居専用地域、近隣商業地域及び商業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種中層住居専用地域、第2種中層住居専用地域、近隣商業地域及び商業地域	100分の25以上 100分の30以上	100分の15以上
第2種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の准工業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の准工業地域	100分の20以上	100分の10以上
第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の15以上	100分の10以上
第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域のうち、規則で定める区域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域のうち、規則で定める区域	100分の20以上	100分の10以上

新		焼津市工場立地に関する準則を定める条例 平成25年12月25日条例第51号	
第1条	略		
第2条	略 (区域並びに緑地及び環境施設の面積に対する割合)		
第3条	法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。		
区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種中層住居専用地域、第2種中層住居専用地域、近隣商業地域及び商業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種中層住居専用地域、第2種中層住居専用地域、近隣商業地域及び商業地域	100分の25以上 100分の30以上	100分の15以上
第2種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の准工業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の准工業地域	100分の20以上	100分の10以上
第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の15以上	100分の10以上
第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域のうち、規則で定める区域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域のうち、規則で定める区域	100分の20以上	100分の10以上

以下本則 略

## 附 則

### 1 略

(経過措置)

- 2 第3条に規定する区域において、昭和49年6月28日以前に設置され、又は同日に設置のための工事が行なわれていた特定工場（以下「既存工場等」という。）において、施行日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるとときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表によるものとする。

附則別表（附則第2項関係）

1 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等 既存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域 既存工場等 既存する区域	$G \geq (P/\gamma) (0.25 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.25 - (G_0/S)) > 0.25S$ $- G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ と $- G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.3 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.3 - (E_0/S)) > 0.3S - E_1$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ と $- 0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域 及び第4種 区域	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S$ $- G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ と $- G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ と $- 0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S$	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1$

### 2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

- 2 第3条に規定する区域において、昭和49年6月28日以前に設置され、又は同日に設置のための工事が行なわれていた特定工場（以下「既存工場等」という。）において、施行日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるとときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表によるものとする。

附則別表（附則第2項関係）

1 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等 既存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
既存工場等 既存する区域	$G \geq (P/\gamma) (0.25 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.25 - (G_0/S)) > 0.25S$ $- G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ と $- G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.3 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.3 - (E_0/S)) > 0.3S - E_1$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ と $- 0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
既存工場等 既存する区域	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S$ $- G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ と $- G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ と $- 0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
既存工場等 既存する区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S$	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1$

$-G_1 > 0$ のときは $G \geq 0$	$G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$
$0.1S - G_1 \geq 0$	$G_1 \geq 0$
$0.1S - G_1 \geq 0$	$G_1 \geq 0$

口	既存工場等 が有する区域	当該生産施設の面積の変更に 伴う設置する環境施設の面積
第1種区域	$\frac{G \geq \Sigma (P_i / \gamma_i) (0.25 - (G_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$	$E \geq \frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.3 - (E_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$  $(0.3 - (E_0 / S)) > 0, 3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0, 3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
第2種区域 及び第4種 区域	$\frac{G \geq \Sigma (P_i / \gamma_i) (0.15 - (G_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$	$E \geq \frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$  $(0.2 - (E_0 / S)) > 0, 2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0, 2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
第3種区域	$\frac{G \geq \Sigma (P_i / \gamma_i) (0.1 - (G_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$	$E \geq \frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))}{\frac{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}{\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)}}$

2 階在工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場

既存工場等 が有する区 域	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する環境施設の面積
第2種区域、 第3種区域 及び第4種 区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j)$

$\sum_{j=1}^J (P_j / \gamma_j)$	$(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 \geq 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
$\sum_{j=1}^J (P_j / \gamma_j)$	$(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 \geq 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

以下 略

$\sum_{j=1}^J (P_j / \gamma_j)$	$(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 \geq 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
$\sum_{j=1}^J (P_j / \gamma_j)$	$(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 \geq 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

以下 略

議第97号 令和6年度社会资本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）  
大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

1 令和6年度社会资本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約（変更前）

（1）施設名称 胸壁工、陸閘製作据付工

（2）工事概要

ア 構造 鉄筋コンクリート擁壁及びフラップゲート式陸閘

イ 施工延長 L=16.8m

（3）工事内容

陸閘製作据付工 1門

胸壁工 L=7.65m

土工 1式

舗装工 1式 (27.0m<sup>2</sup>)

構造物撤去 1式

（4）工期 令和7年3月19日から令和8年2月27日まで

2 令和6年度社会资本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港胸壁整備工事請負契約の一部を変更する契約

（1）変更理由

舗装工、排水工の増工及び特例措置に伴う労務単価の変更に伴う増額

（2）変更内容

ア 契約金額

変更後の契約金額 198,737,000円

増減額 17,039,000円の増額

イ 工事内容

陸閘製作据付工 1門

胸壁工 L=7.65m

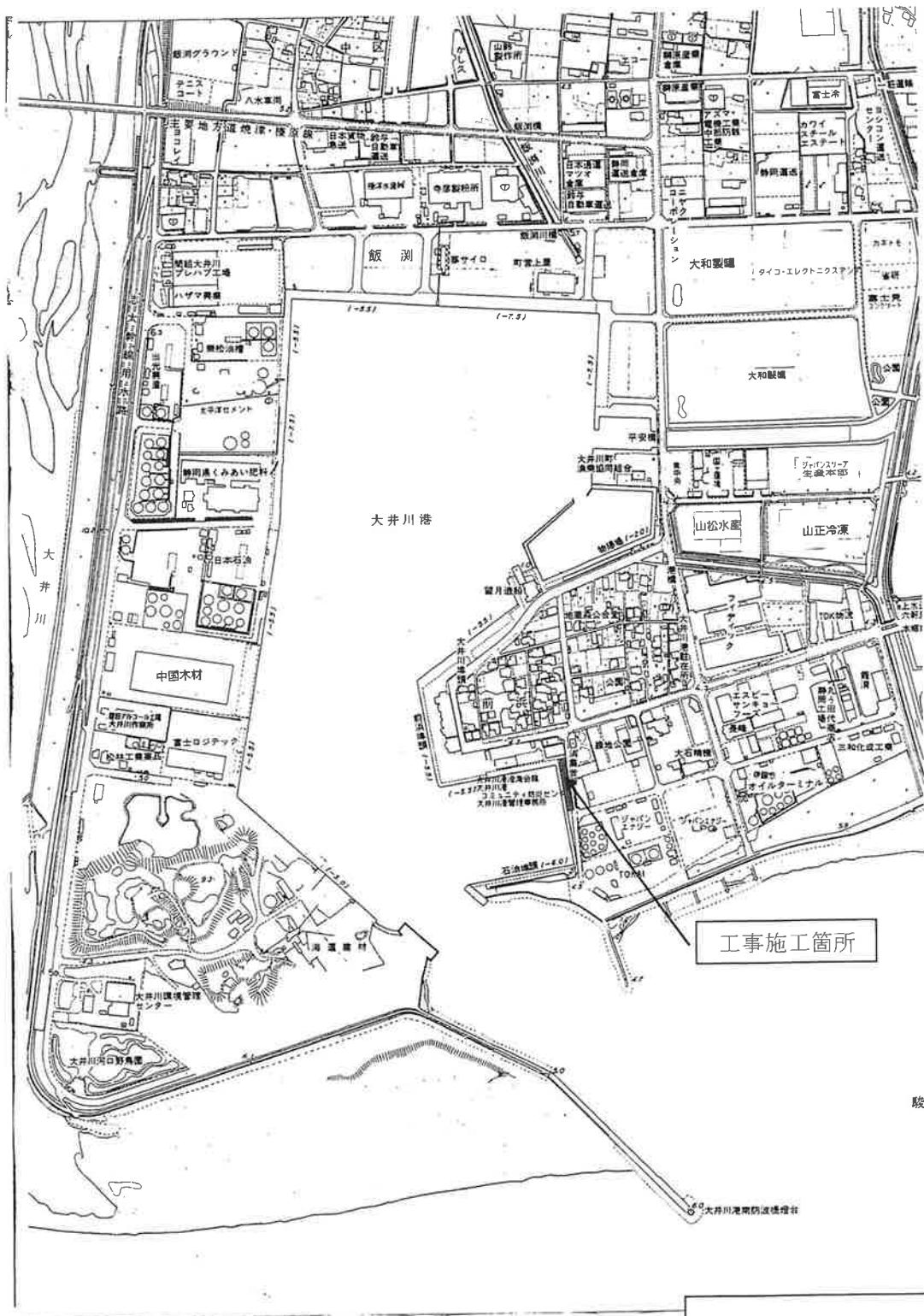
土工 1式

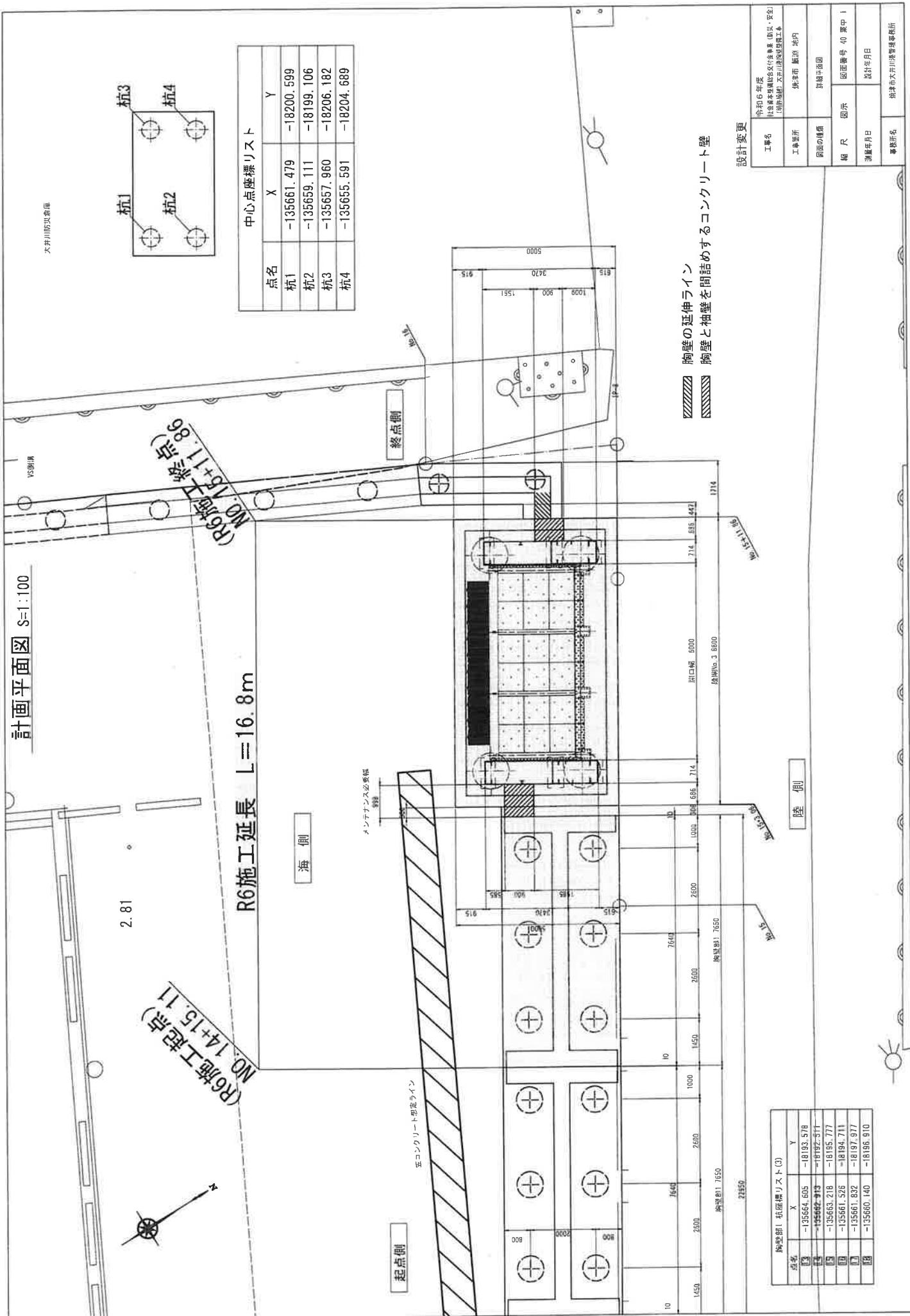
排水工 1式 (74.0m)

舗装工 1式 (974.17m<sup>2</sup>)

構造物撤去 1式

令和6年度 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (明許縁越)大井川港胸壁整備工事

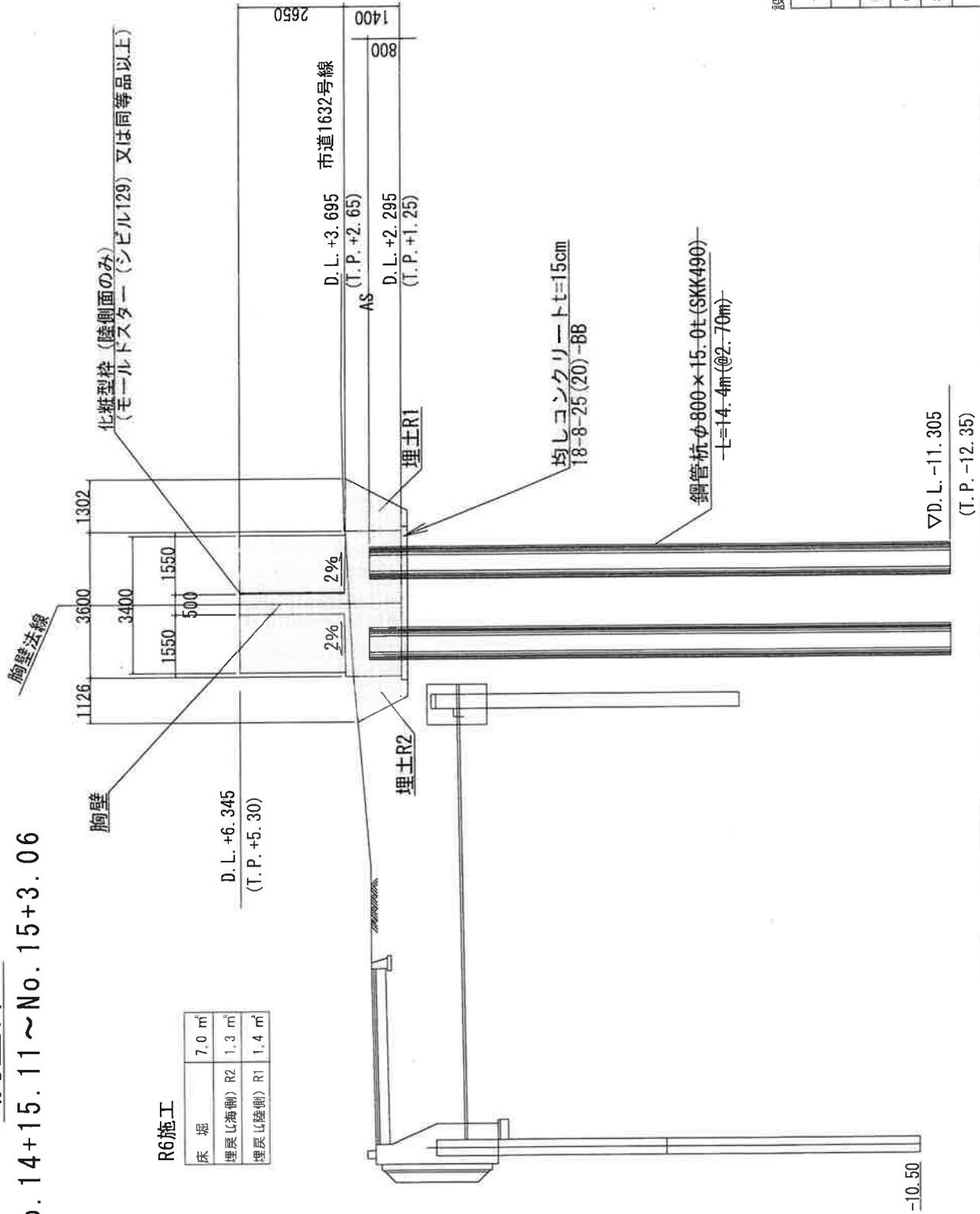




## 標準断面図 (1) S=1:50 (1 : 100)

胸壁音

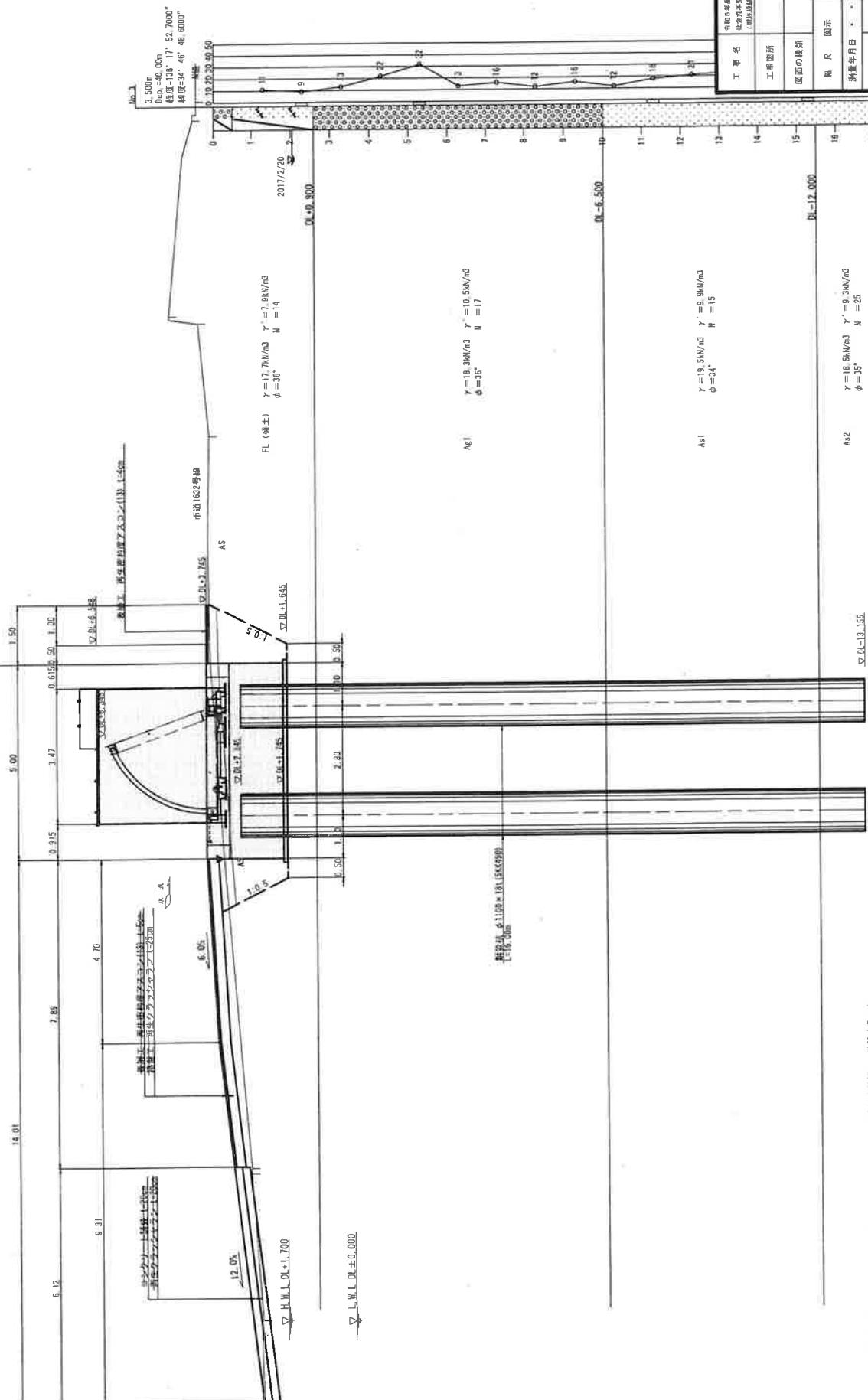
No. 14+15: 11 ~ No. 15+3: 06



設計変更	
工事名	会社6年工事 新潟市立水道工事 大井川港港槽整備工事
工事箇所	新潟市 新潟市内
図面の種類	横断面図 (1)
縮尺 図示	1/4000
測量年月日	昭和24年1月1日
申請者名	新潟市大井川港管理課所

標準断面図(2) S=1:50 (1:100)  
陸閘No.3設置区間-杭基礎2×2本(φ1100)  
開口部

高さ	12.7 m
幅員 L (海側)	1.6 m
幅員 L (陸側)	1.7 m
移動地	2.4 m



## 可搬式排水ポンプの取得について

## 1 取得する物品

可搬式排水ポンプ一式

## 2 取得目的

台風や豪雨による浸水被害現場等において緊急排水作業の用に供するため。

## 3 取得する排水ポンプの概要

## (1) 排水ポンプの性能

## ア 排水量

大容量用ポンプ :  $15\text{m}^3/\text{min}$  以上 (全揚程 10m において)

## イ 連続運転時間

72時間以上 (適切な給油を行った場合)

## (2) 排水装置

## ア ユニット

(ア) 油圧 最大36.5MPa以上

(イ) 作動油タンク 50L以上 (生分解性オイル)

(ウ) 重量 1,020kg以下

(エ) 尺寸 約2,350×980×1,400mm (L×W×H)

(オ) 作業用照明 室内灯、作業灯、点滅灯

## イ エンジン

(ア) 機関 ディーゼル

(イ) 出力 62Kw/2,800rpm以上

(ウ) 燃料タンク 70L以上 (軽油)

## ウ 排水ポンプ

(ア) 能力  $15\text{m}^3/\text{min}$  以上 (全揚程10mにおいて)

(イ) 形式 水中ポンプ

(ウ) 口径 250mm

(エ) 重量 約90kg (ポンプ本体)

(オ) 尺寸 約690×710×870mm (L×W×H)

## エ 油圧ホース

(ア) 長さ 30m以上

(イ) 卷取り 電動式

## オ 排水ホース

(ア)  $\Phi 300\text{mm} \times 10\text{m}$  (許容圧0.2MPa) 5本

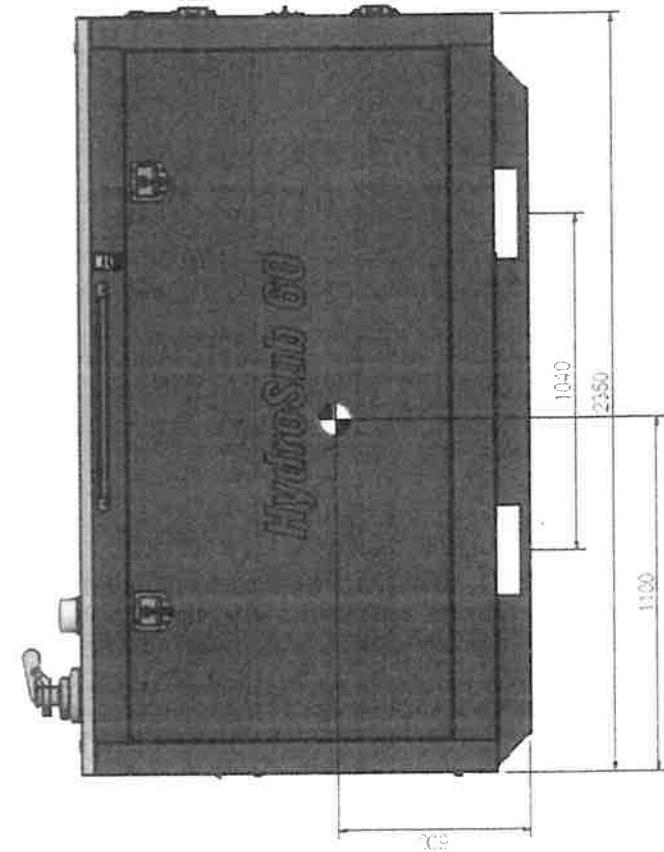
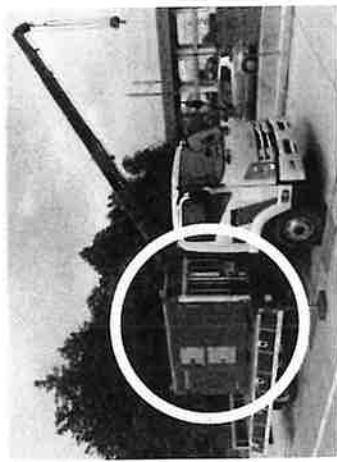
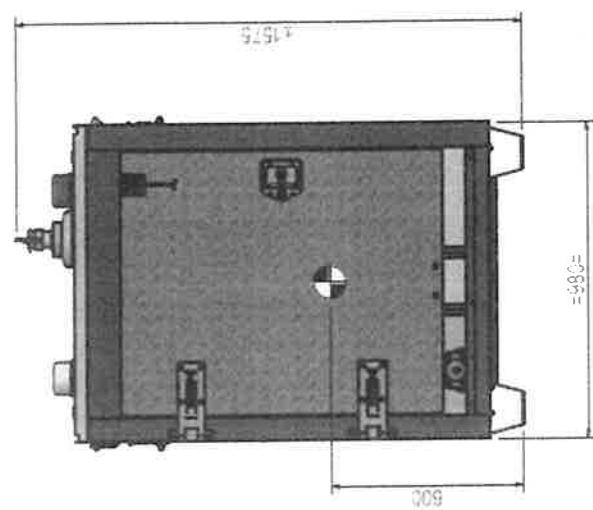
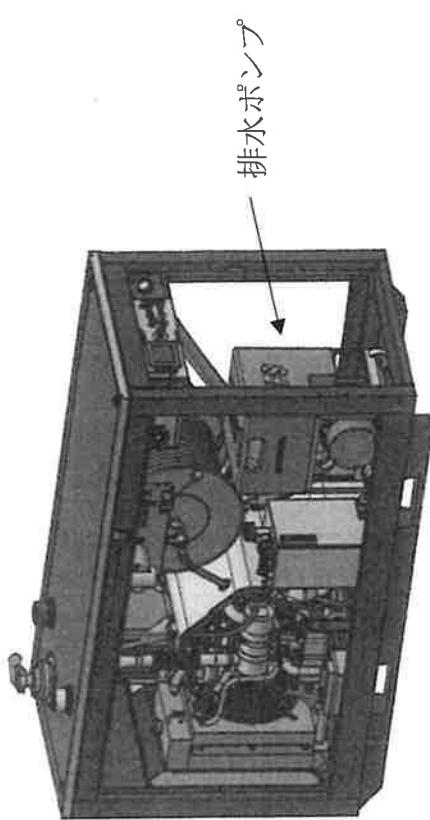
- (イ) コネクトホース (250mm 金具付き) 1本  
 (ウ) エンドホース1本

## 入札結果表

入札番号	物品56号	発注担当課	河川課
件名	可搬式排水ポンプ		
納品場所	仕様書のとおり		
入札執行者	焼津市長 中野 弘道		
入札方法	指名競争入札		
入札日時	令和07年11月6日(木) 14時00分		
落札価格	¥50,930,000- (入札書比較価格: ¥46,300,000-)		
予定価格	¥51,645,000- (入札書比較価格: ¥46,950,000-)		
入札参加業者名	第1回入札	第2回入札	結果
	順位	金額	順位
(株) 日消機械工業	1	¥46,300,000-	
鈴与技研(株)	2	¥48,000,000-	
サンコー防災(株)	2	¥48,000,000-	
島田防災設備(株)	3	¥48,300,000-	
山本特殊設備(株)	辞退		辞退
小川ポンプ工業(株) 三島事業所	辞退		辞退
平和産業(株)	辞退		辞退
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)			
指名理由	焼津市指名業者選定基準に基づき、総合的に勘案し、上記業者を指名した。		
備考			

可搬式排水ポンプ (参考図) 排水ポンプ  $15\text{m}^3/\text{min} \times 1$  台

可搬式排水ポンプユニット



## ディスカバリーパーク焼津天文科学館指定管理者の指定について

## 1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	ディスカバリーパーク焼津天文科学館
施設の所在地	焼津市田尻2968番地の1
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市三ヶ名1550番地 公益財団法人焼津市振興公社 理事長 吉永 律子
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 2 選定経過

- |                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| (1) 選定委員会による申請要項等の審査        | 令和7年7月25日 (金)                    |
| (2) 申請要項及び管理運営仕様書の提示 (単独指名) | 令和7年8月6日 (水)                     |
| (3) 申請書受付期間                 | 令和7年8月6日 (水) から<br>同年9月5日 (金) まで |
| (4) 選定委員会による申請団体ヒアリング       | 令和7年10月9日 (木)                    |
| (5) 選定委員会による選考、決定           | 令和7年10月9日 (木)                    |

## 3 申請団体

申請団体名	所在地
公益財団法人焼津市振興公社	焼津市三ヶ名1550番地

## 4 選定基準

- 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- 公的文化施設としての目的に合致した事業計画書であること。

## 5 審査項目、配点、審査結果

上記選定基準を以下の審査項目により審査した結果、399点（選定基準点300点、満点500点）となり、「公益財団法人焼津市振興公社」を指定管理者の候補者として決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (5名)	申請者得点
			公益財団法人 焼津市振興公社
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	25	21
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	25	21
3 施設効用の最大限の発揮	10	50	40
4 団体の経営状態	10	50	40
5 施設管理運営の実施方針	5	25	21
6 事業への具体的な取り組み方	10	50	42
7 施設の運営体制や組織	5	25	20
8 適正な管理や経理	5	25	21
9 安全管理、緊急時等の対応	10	50	40
10 環境、障がい者等への配慮	10	50	38
11 過去の実績等	10	50	40
12 収支計画	5	25	17
13 提案事項	10	50	38
合 計	100	500	399

※ 総配点及び申請者得点は、委員 5 名の配点及び得点を合計した点数です。

ディスカバリー・パーク焼津温水プール及び焼津市立青峯プール指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	(1) ディスカバリー・パーク焼津温水プール (2) 焼津市立青峯プール
施設の所在地	(1) 焼津市田尻2968番地の1 (2) 焼津市小川3812番地の10
指定管理者に指定しようとする団体	静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井宏司
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 選定経過

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 選定委員会による申請要項等の審査  | 令和7年7月22日              |
| (2) 申請要項及び管理運営仕様書の提示  | 令和7年8月5日               |
| (3) 申請書受付期間           | 令和7年8月5日から<br>同年9月2日まで |
| (4) 選定委員会による申請団体ヒアリング | 令和7年10月9日              |
| (5) 選定委員会による選考、決定     | 令和7年10月9日              |

3 申請団体

申請団体名	所在地
静岡ビル保善株式会社	静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

4 選定基準

- 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- ディスカバリー・パーク焼津温水プール及び焼津市立青峯プールの目的に合致した事業計画書であること。

## 5 審査項目、配点及び審査結果

上記4の選定基準を以下の審査項目により審査した結果、420点（選定基準点300点、満点500点）となり、静岡ビル保善株式会社を指定管理者の候補者として決定した。

審査項目		配点 (1人当たり)	総配点 (5人)	申請者得点
1	施設の性格や目的等に合致した方針	5	25	22
2	利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	25	21
3	小中学校水泳授業の受入への協力	10	50	44
4	施設効用の最大限の発揮	5	25	22
5	団体の経営状態	10	50	40
6	施設管理運営の実施方針	5	25	21
7	事業への具体的な取り組み方	15	75	63
8	施設の運営体制や組織	5	25	22
9	適正な管理や経理	5	25	21
10	安全管理、緊急時等の対応	10	50	42
11	環境、障がい者等への配慮	5	25	20
12	過去の実績等	5	25	21
13	収支計画	5	25	20
14	指定管理者料	5	25	20
15	提案事項	5	25	21
合 計		100	500	420

※ 総配点及び申請者得点は、委員5人の配点及び得点を合計した点数です。

## 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の指定について

## 1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター
施設の所在地	焼津市宗高950番地の1
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市小土913番地の4 特定非営利活動法人精神保健福祉焼津心愛会 理事長 鈴木 茂夫
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 2 選定経過

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| (1) 選定委員会による申請要項等の審査       | 令和7年7月25日               |
| (2) 申請要項及び管理運営仕様書の提示（単独指名） | 令和7年8月8日                |
| (3) 申請書受付期間                | 令和7年8月8日から<br>同年9月10日まで |
| (4) 選定委員会による申請団体ヒアリング      | 令和7年10月9日               |
| (5) 選定委員会による選考、決定          | 令和7年10月9日               |

## 3 申請団体

申請団体名	所在地
特定非営利活動法人精神保健福祉焼津心愛会	焼津市小土913番地の4

## 4 選定基準

- 事業計画の内容が利用対象者の平等な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- 精神障害者地域活動支援施設としての目的に合致した事業計画であること。

## 5 審査項目、配点、審査結果

上記選定基準を以下の審査項目により審査した結果、391点（選定基準点300点、満点500点）となり、「特定非営利活動法人精神保健福祉焼津心愛会」を指定管理者の候補者として決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (5人)	申請者得点
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	25	20
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	25	20
3 施設効用の最大限の發揮	5	25	19
4 団体の経営状態	10	50	40
5 施設管理運営の実施方針	5	25	21
6 事業への具体的な取り組み方	20	100	84
7 施設の運営体制や組織	5	25	20
8 適正な管理や経理	5	25	19
9 安全管理、緊急時等の対応	5	25	18
10 環境、障がい者等への配慮	5	25	18
11 過去の実績等	15	75	57
12 収支計画	5	25	19
13 提案事項	10	50	36
合 計	100	500	391

※総配点及び申請者得点は、委員5人の配点及び得点を合計した点数です。